

# 全国厚生労働関係部局長会議資料

社会・援護局（援護）

# 目次

1. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定促進について	1
2. 戦傷病者等の妻に対する給付金の支給について	2
3. 遺骨収集等慰靈事業について	3
4. 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定及び遺骨の伝達について	4
5. 遺留品の伝達について	5
6. 平和の語り部事業について	6
7. 国内における民間建立戦没者慰靈碑について	7
8. 地域における戦没者の慰靈・戦争体験者の記憶継承推進事業について	8
9. 中国残留邦人等に対する支援策の実施について	9
10. ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について	14
(参考)令和8年度 援護関係予算案の主要事項	15

# 1. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定促進について

## 制度の概要

- 先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いをいたし、戦後何十年といった特別な機会をとらえ、国として弔慰の意を表すため、一定範囲の遺族※（子、兄弟姉妹、戦没者等の死亡時まで引き続き一年以上の生計関係を有していた甥、姪等）に対して、特別弔慰金を支給。
- 戦後80年に当たる令和7年には、償還額を年5.5万円に増額した（5年償還の国債を5年ごとに2回交付）。

## これまでの国の取組

- 令和7年 2月 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金施行事務等説明会を開催  
※事務処理マニュアル（案）に基づき、事務処理の迅速化の取組、その他の事務処理に当たっての留意点等について説明
- 令和7年 4月 厚生労働省HPに専用ページを開設し、制度概要について周知  
厚生労働省SNSアカウント「X」及び「Facebook」に投稿
- 令和7年 5月 ポスター及びリーフレットを配付（都道府県、市区町村、日本遺族会、年金事務所、JCHO等）
- 令和7年 6月 援護関係施行事務研修会（対象：都道府県職員）を開催、資料配付
- 令和7年 8月 全国73紙の新聞に「第十二回特別弔慰金のお知らせ」広告を掲載
- 令和7年10月 新規対象となる遺族に対し制度案内を送付
- 令和7年12月 マイナポータル・ぴったりサービスによるオンライン申請での受付開始  
各ブロック援護主管課長会議・都道府県からの頻出の照会事項に対する回答を全国に共有

## 依頼事項

- 請求期間は、3年間（令和7年4月1日から令和10年3月31日まで）
- 国債の償還が令和8年4月15日から開始されることから、各都道府県におかれでは、審査体制を整え早期裁定の促進に一層努めていただきたい。

※令和7年11月末現在、居住地都道府県における受付件数は34.2万件（令和7年12月までの国債発行請求件数は16.6万件）

※令和8年度政府予算案に、特別給付金等支給事務委託費として1,048百万円を計上（令和7年度：1,044百万円）

## 2. 戦傷病者等の妻に対する給付金の支給について

### 制度の概要

- 昭和41年の制度創設以来、先の大戦で障害を負った夫の介助、看護や家庭の維持等のため、長年にわたり大きな負担に耐えてきた、戦傷病者等の妻の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うため、特別給付金を支給。
- 支給は、無利子の記名国債の交付により行われ、毎年の償還日に均等に支払いを受ける。

※ 「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」国債の償還を終えたとき、夫たる戦傷病者等の死亡により戦没者等の妻となっている方に対しては「戦没者等の妻に対する特別給付金」国債を、夫たる戦傷病者等が平病死している場合は、その妻に対し平病死特別給付金国債を支給。

### 令和8年度の対応(令和8年度予算案)

- 額を見直し、請求回数にかかわらず一律の額を支給する。(令和5年度の「戦没者等の妻に対する特別給付金」の改正を踏まえた対応)
- 支給方法は、法律改正に基づく国債交付ではなく、予算措置に基づく現金一括給付(振込み)とし、当省で受付、審査、裁定、支給等の事務を行う。
- また、国として慰藉の意を表すための方策として、当省職員が受給者を訪問し、書状の贈呈を行う予定。

#### 《これまでの改正経緯》

昭和41年に制度が創設され、以後、最終償還を迎えるたび(昭和51年、昭和61年、平成8年、平成18年、平成28年)に法改正を行い、継続支給。

また、新たに要件を満たすこととなった者に対し支給するため、中間年(昭和54年、平成3年、平成13年、平成23年)においても、法改正。



### 依頼事項

- 令和8年3月に対象者に対して、当省から個別案内を送付する予定。
- 対象者からの問い合わせがあった場合、手続方法に変更があること、詳細については当省に確認いただくよう説明をお願いする。

### 3. 遺骨収集等慰霊事業について

#### 概要

##### (1) 遺骨収集事業

○ 戦没者の遺骨収集事業については、その推進を図るため、平成28年に「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成28年法律第12号)が成立し、令和6年度までの期間が遺骨収集に関する集中実施期間と定められたが、その後、新型コロナの影響により事業が計画どおり実施できなかつたことを踏まえ、令和5年の通常国会で法改正がなされ、集中実施期間が令和11年度まで5年間延長された。

また、法改正を踏まえて見直しを行つた「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」(令和5年7月28日閣議決定)に基づき、計画的に事業を実施することとしている。集中実施期間の趣旨を踏まえ、一柱でも多くの御遺骨を収容し、御遺族にお返しできるよう取り組んでいく。

○ 遺骨収集の実施に当たっては、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会が、各戦域における現地調査などの情報収集や、その情報に基づく遺骨収集を機動的かつ柔軟に行い、国は、企画立案等に加え、関係国政府との協議や現地地方政府機関との交渉等、より高度な調整業務を行うこととしており、国と法人の役割分担を図り、効率的に遺骨収集を実施している。

##### (2) 慰霊巡拝事業

○ 旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地にて政府主催の追悼式を実施。

#### 依頼事項

- 遺族等から埋葬地等の遺骨情報が寄せられた場合には速やかに情報提供をお願いしたい。
- 慰霊巡拝参加遺族の推薦をお願いしたい(1月中を目途に実施時期等を通知予定)。  
ただし、現地情勢等により中止する場合がある。

## 4. 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定及び遺骨の伝達について

### 制度の概要

- 平成15年度から、遺留品等の手掛かり情報がある場合に、戦没者を推定し、関係遺族に連絡。御遺族の申請に基づき、身元特定のためのDNA鑑定を実施。
- 遺留品等の手掛かり情報のない戦没者遺骨については、試行的取組の結果を踏まえ、令和3年10月から厚生労働省が検体を保管する全地域を対象にDNA鑑定を実施(※)。  
(※) 手掛かり情報がない遺骨について、身元特定のためのDNA鑑定により、令和2年度に硫黄島の遺骨2柱及びキリバス共和国タラワ環礁の遺骨2柱、令和4年度に硫黄島の遺骨1柱、令和6年度に沖縄の遺骨1柱、令和7年6月に硫黄島の遺骨2柱の合計8柱について、身元を特定。
- 平成15年度から令和7年11月末までに御遺族から9,010件の申請を受理。(うち令和3年10月以降の手掛かり情報のない戦没者遺骨に係る申請は3,841件)。

身元 特定	審議件数（平成15年度～令和7年11月）	
	身元が判明	未判明
	7,419件	1,288件

### 連絡事項

御遺族が居住する都道府県から  
関係遺族に対し御遺骨を伝達。

### 依頼事項

戦没者遺骨のDNA鑑定を実施する場合には、都道府県庁を通じて関係遺族調査を行うことがあるため、その際はご協力をお願いしたい。また、遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定について、引き続き、広報等を通じて御遺族への呼びかけにご協力をお願いしたい。

遺骨の伝達について、都道府県庁で記者発表される際は、その旨厚生労働省でも記者発表を行うので、御遺族への伝達予定日の14日前までに連絡願いたい。

## 5. 遺留品の伝達について

### 概要

戦没者等の遺留品について、遺留品保有者から「ご遺族等へ返還したい」との連絡を受けた場合、画像を厚生労働省に送付いただき、元の所有者を特定できた場合には、ご遺族等の所在調査を行い、ご遺族が受け取りを希望された場合、遺留品を保有者から厚生労働省に送付いただき、ご遺族等に返還している。

遺留品調査は、元の所有者名や取得場所・取得時期などの情報を基に、資料を調査することにより行っているが、身元の特定につながる情報が乏しい案件が少なくなく、ご遺族を特定することが困難な場合が多い。

平成30年度から遺族等のネットワークを活用できる団体の協力を得て、遺留品調査・返還業務の一部を委託して実施(平成30年度～令和7年度は日本遺族会に委託)している。

### 依頼事項

- 元の所有者が特定できた場合には、元の所有者の本籍地都道府県に対して元の所有者又はその遺族の現住所調査及び遺留品の受領意思の確認を依頼するので、調査の上、ご回答いただきたい。また、遺留品の伝達は、遺族が居住する都道府県より関係遺族へ伝達いただきたい。
- 業務の一部を委託した、遺族等のネットワークを活用できる団体からの遺留品調査・返還業務に係る調査依頼があった場合は、可能な範囲でご協力をお願いしたい。

## 6. 平和の語り部事業について

### 【事業概要】

戦後80年が過ぎ、戦没者遺児等の戦争体験者の高齢化が進む中、その体験した記憶を確実に次の世代へ受け継ぐことは喫緊の課題であるため、これまで慰霊事業に参加した体験も踏まえ、戦争体験の記憶とあわせて次世代に語り継ぐことで、先の大戦の記憶を風化させることなく、戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝えていくことを目的として令和6年度より実施。

具体的な事業内容としては、語り部による学校等での語り部活動に対して補助を行うもので、講話の方法としては、①講話型(講義形式)、②対話型(車座等)、③体験型(戦跡、遺構等の見学等)等により実施している。

### 【予算額】

令和6年度予算 25百万円 ※活動実績(講話数): 1, 147回(うち学校での講話: 191回)

令和7年度予算 1. 0億円

令和8年度予算案 1. 9億円(令和7年度補正予算 71百万円)

※ 事業者は公募により選定(令和6年度及び令和7年度は(一財)日本遺族会)

### 【事業イメージ】



①講話型の例



②対話型の例



③体験型の例

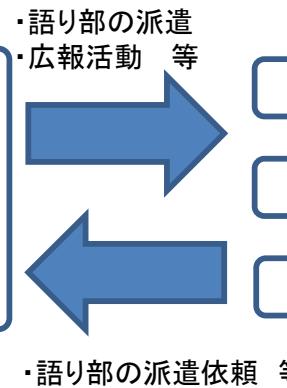
### 【事業スキーム】

厚生労働省

・補助金の交付



民間団体



地方自治体

学校

市民団体等

### 【依頼事項】

令和7年5月に本事業の周知等を依頼して以降、学校から令和7年11月30日時点で425件の依頼が事業者(一般財団法人日本遺族会)に寄せられており、ご協力に感謝申し上げる。

令和8年度も本事業を実施予定としており、改めて令和8年1月7日付で協力依頼をお送りさせていただいたところであるため、引き続きご協力をお願いしたい。

## 7. 国内における民間建立戦没者慰霊碑について

### 概要

民間団体等が建立した日本人戦没者の慰霊碑等の維持管理については建立者等が行うことが基本であるが、時間の経過によって建立者等が不在となるなどし、維持管理が困難となっているものもある。

このため、平成28年度より建立者等が不明又は高齢のため、適切な維持管理が行えておらず、倒壊等の危険がある慰霊碑について、自治体が独自事業として移設、補修、埋設等を行う場合に、一定の補助（1／2（1基あたり上限100万円））を行っている。

※平成28年度から令和6度までの補助実績：35基（移設16基・補修4基・埋設等15基）。

なお、令和7年度補正予算において別途、民間建立慰霊碑の集約等にかかる補助事業経費を計上している（※）。（1／2（1基あたり上限150万円（整地費用含む）））

※「8. 地域における戦没者の慰霊・戦争体験者の記憶継承推進事業について」を参照

#### 【参考】鳥取県倉吉市の事例

高齢で維持管理が困難となった複数の民間建立慰霊碑について、市民の生涯学習や交流の場となっている複合施設の敷地内への移設を順次実施。



### 依頼事項

戦後80年が過ぎ、適切な維持管理がされていない慰霊碑が今後増えていくことが予想される。

そのため、本補助事業を積極的に活用していただくため、例えば、管内の市町村会議等を利用して、これまで以上の積極的な制度に関する周知をお願いしたい。

なお、令和7年度末にかけて民間団体への委託により民間建立慰霊碑の実態調査を実施している。管内の民間建立慰霊碑に関して委託団体より相談があった場合は、ご協力をお願いしたい。

## 8. 地域における戦没者の慰靈・戦争体験者の記憶継承推進事業について

### 事業の概要

戦後80年が経過し、先の大戦や戦没者を直接知る者が減少していく中で、地域における着実な戦没者の慰靈や次世代への戦争体験者の記憶の継承を図るため、地方自治体を実施主体とする以下の事業に対し、経費の補助を行う。

#### (1) 地域における戦没者の慰靈・戦争体験者の記憶継承を持続的に行う仕組みの検討会の支援

各自治体における戦没者の慰靈と記憶の継承に係る取組について、慰靈施設等の管理を含め、

現状の整理や方針の策定のために検討及び調査を実施し、今後の方針について一定の結論を得ることとする。

#### (2) 国内民間建立慰靈碑の集約等による整備

(1)、もしくはこれに類する会議体において策定された管内民間建立慰靈碑の今後の方針に基づき、複数の慰靈碑について集約等を行う。その際、管理者の有無や慰靈碑の状態は問わない。なお、新設は対象外である。

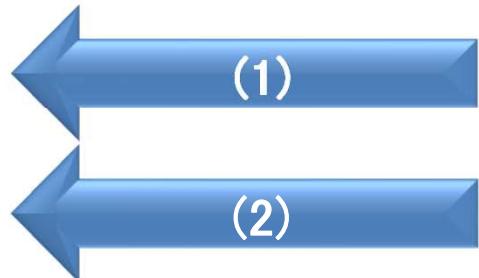
### 事業イメージ

#### (1) 地域における戦没者の慰靈・戦争体験者の記憶継承を持続的に行う仕組みの検討会の支援

10百万円(補助率:10/10 上限100万円<モデル事業>)



地方自治体



厚生労働省

#### (2) 国内民間建立慰靈碑の集約等による整備

8百万円(補助率:1/2 1基あたり上限150万円(整地費含む))

### 依頼事項

本補助事業については、令和7年度補正予算に必要な経費を計上したところであるが、令和8年度に実施できるよう調整中である。

- 各都道府県におかれては、本補助事業の積極的な活用をご検討いただきたい。
- また、市区町村への周知や、市区町村から事業実施に係る協力依頼があった場合、可能な範囲でご対応いただくようお願いしたい。

なお、今後、令和8年2月頃に国庫補助の事前協議を実施予定としている。

## 9. 中国残留邦人等に対する支援策の実施について(1/4)

### 地域社会での支援の実施等

#### (1) 中国残留邦人等の高齢化への対応

##### ① 中国残留邦人等の介護に係る環境整備(中国帰国者支援・交流センターで実施)

###### 制度の概要

○ 平成29年度から、全国7か所に設置している中国帰国者支援・交流センター(以下「センター」という。)に介護支援コーディネーターを配置し、介護事業所等において中国残留邦人等に対し中国語等による語りかけを行う「語りかけボランティア」の募集・研修及び訪問の調整等や、支援・相談員への情報提供・助言、相談対応等を実施している。

###### 依頼事項

○ 語りかけボランティアの訪問については、令和元年度よりセンター遠隔地域にサブ(介護支援)コーディネーターを配置することとしており、引き続き実施範囲を拡げることとしているので、中国残留邦人等及び介護サービス事業者への周知、中国残留邦人等の介護サービス利用状況等のセンターへの情報提供について、ご協力をお願いしたい。

また、ボランティアの応募希望等があった場合は、センターを案内していただくようお願いする。 (※13頁を参照)

##### ② 中国残留邦人等地域生活支援事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)

医療・介護サービス等を利用する際の「自立支援通訳」、日本語能力の維持や地域での孤立防止を目的とした高齢者向け「日本語交流サロン」や「二世の就労に資する日本語教室」の実施など、引き続き、地域の中国残留邦人等の状況を踏まえた対応をお願いしたい。

また、限られた予算の範囲内で実施する必要があることから、事業の見直しのほか、中国残留邦人等の人数や費用対効果の観点からも事業の検証を行い、箇所数や実施回数を精査するなど効率的な運用をお願いしたい。

##### ③ 公営住宅への優先入居

中国残留邦人等から公営住宅の住替えの要望があった場合には、引き続き公営住宅管理部局と連携を図り、住替えの積極的な活用を行うなど良質な住環境の確保についてご協力をお願いしたい。

## 9. 中国残留邦人等に対する支援策の実施について(2/4)

### (2) 支援・相談員の配置

都道府県・市区町村におかれでは、配置基準に沿った体制構築や人材の確保等、多大なご尽力をいただいているところであるが、令和8年度においても引き続き、中国残留邦人等の状況等を勘案しつつ、適切な支援・相談員の配置をお願いしたい。

### (3) 次世代継承事業

#### ① 普及啓発事業

各センターがボランティア団体等と連携し、地域住民や次世代を担う若者を対象にして実施する「中国残留邦人等への理解を深める普及啓発事業」について、引き続き、周知・広報・後援等のご協力をお願いしたい。

#### ② 中国残留邦人等の証言映像公開事業(YouTube内のMHLWchannelで公開中)

中国残留邦人等が体験した様々な労苦の証言を映像に残し、広く公開する証言映像収集・公開事業を平成28年度から3ヶ年計画で実施し、収録した60名の証言映像は、厚生労働省ホームページで公開(“中国残留邦人等” “証言映像”で検索されたい。)するとともに、各センターでDVDの貸し出しを行っている。地域住民への広報活動事業及び普及啓発事業、地域の方々との交流事業、小中高等学校等での平和学習の機会等に広く活用いただきたい

#### ③ 「戦後世代の語り部」講話活動事業

中国残留邦人等の体験と労苦を次の世代に継承するため、首都圏センターにおいて「戦後世代の語り部」が講話活動を行っている。地域住民への広報活動事業及び普及啓発事業、地域の方々との交流事業、小中学校等での平和学習の機会等に広くご活用いただきたい(「戦後世代の語り部」の派遣に係る旅費等は首都圏センターが負担する(オンラインでも対応可能)。派遣にあたっては、首都圏センターまで連絡をお願いする)。

### (4) 中国残留邦人等の二世、三世の就労支援

中国残留邦人等の二世、三世の経済的な自立の実現のために、中国残留邦人等地域生活支援事業(就労に資する日本語教室の設置等)の積極的な活用をお願いするとともに、中国残留邦人等の二世、三世を雇用する場合、事業主に対し「特定求職者雇用開発助成金」制度に基づき支給される助成金の活用について広報をお願いしたい。

## 9. 中国残留邦人等に対する支援策の実施について(3/4)

### 支援給付及び配偶者支援金の支給

#### 制度の概要

- 平成20年4月から、中国残留邦人等の老後の生活の安定のための特別な措置として、老齢基礎年金等と支援給付の支給を実施している。
- さらに、平成26年10月から、中国残留邦人等が亡くなった場合において、残された配偶者の生活の安定を図るため、特定配偶者(※)に対して支援給付に加えて配偶者支援金の支給を実施している。  
※ 中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者

平成20年4月～(夫婦世帯)

平成26年10月～(配偶者単身世帯)

老齢基礎年金等の支給

配偶者支援金の支給

支援給付の支給

支援給付の支給

#### 依頼事項

- 6月の支援給付の収入申告時等においては、「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」を活用し、支援給付受給者に対する各種支援の内容や手続き方法、支援給付受給者が行う必要な届出についての説明をお願いしたい。また、後発医薬品の使用原則化についても、「後発医薬品のしおり」等を用いて、懇切丁寧な説明をお願いしたい。



## 9. 中国残留邦人等に対する支援策の実施について(4/4)

### 平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応について

#### 事案の概要及び対応

- 令和7年6月27日の最高裁判決において、平成25年生活扶助基準改定については、「デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続きには、過誤、欠落があった」として、原告に対する当時の保護変更決定処分が取り消された。
- 社会保障審議会生活保護基準部会最高裁判決への対応に関する専門委員会の報告書を踏まえ、生活保護法に基づく保護費の追加給付等を実施することとなった。
- 中国残留邦人等に対する支援給付についても、生活保護法の例により、支援給付費の追加支給を実施することとし、令和7年度補正予算に、追加支給に要する費用及び地方自治体で支給事務を実施する際に必要となる体制整備等の補助費用を計上した。

#### 依頼事項

- 自治体における最高裁判決の対応を踏まえた支援給付の追加支給事務の実施についてご理解・ご協力をお願いしたい。

### 支援給付等施行事務監査

#### 制度の概要

- 平成21年度から、都道府県・指定都市の協力を得て、中国残留邦人等に対する支援給付等施行事務監査を実施しており、令和8年度も実施を予定している。
- 令和8年度に厚生労働省が実地監査する対象都道府県市は、今年4月中にお知らせする予定。

#### 依頼事項

- 支援給付及び配偶者支援金事務の適正な運用が図られるよう、引き続き管内の実施機関に対し実地による支援給付等施行事務監査を行い、都道府県・指定都市本庁から管内の実施機関に対し、適切な助言指導をお願いしたい。

# 中国残留邦人等介護支援事業「語りかけボランティア訪問」 (全国7か所の中国帰国者支援・交流センターに委託して実施)

中国残留邦人等の平均年齢は後期高齢者に達し、高齢化に伴い介護サービスの利用が増える中で、長年中国等で暮らしてきたことによる生活習慣の違いや言葉の問題で、自身の要望を伝えられない、会話ができず孤独感を感じる等、介護サービスの利用に不安のある中国残留邦人等が多くなっている。

厚生労働省では、中国残留邦人等が安心して介護サービスを受けられるよう、全国7か所にある中国帰国者支援・交流センターに委託して、「語りかけボランティア訪問」を実施している。

## 1 中国帰国者支援・交流センターに、介護支援コーディネーターを配置。

- 中国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識を有する者を選任(センター遠隔地にはサブ(介護支援)コーディネーターを配置。)。

## 2 中国帰国者支援・交流センターで語りかけボランティアを募集・研修。

- 中国語等での日常会話が可能な水準の者を募集し、研修後、語りかけボランティアとして登録。

## 3 介護支援コーディネーターが中国残留邦人等、語りかけボランティア、介護事業所等の状況・要望・都合等を踏まえて訪問先・日程等を調整。

- 介護支援コーディネーターは、介護事業所、自治体、支援・相談員、ケアマネジャー等と連携。  
(各自治体及び日本介護支援専門員協会には、事業実施に係る協力依頼を通知済み。)

## 4 語りかけボランティアが、介護サービスを利用している際に事業所、施設や居宅を訪問し、中国残留邦人等に対して中国語等による語りかけを実施。

- 訪問先で、1回1時間程度、語りかけ支援と必要最低限の通訳を行う。
- 正確かつ専門的な通訳や、介護サービスの提供は行わない。
- 交通費実費相当額を支給する。



# 10. ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について

## 制度の概要

- 厚生労働省では、平成3年以降、ロシア連邦政府等より各種抑留者関係資料を入手し、日本側資料との照合調査を行い、個人を特定できた方については、本籍地都道府県の協力を得て遺族調査の上、御遺族に資料の記載内容をお知らせしてきている。
- シベリア・モンゴル地域については、これまでの照合調査の結果、約4万1千人(※)の個人を特定している。これに加え、平成27年4月以降、その他地域(興南、大連等)についても照合調査を行い、約1千人(※)の個人を特定している。(※令和7年12月末現在)
- 厚生労働省としては、御遺族の高齢化が進んでいることを踏まえ、今後もロシア連邦政府等に資料提供の働きかけを行うとともに、一日も早く一人でも多くの死亡者を特定できるよう引き続き照合調査の促進を図ることとしている。

◎「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」(抄)(平成23年8月5日閣議決定)(※)

- ・ 関係省庁が連携し、地方公共団体及び抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者(民間団体等)の協力も得つつ、実態調査等に取り組む。
- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、必要に応じ、関係国との協議を行い、一層の協力を要請する。

(※)戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法に基づき閣議決定された。

## 依頼事項

- 照合調査を行い、個人を特定できた方については、これまで同様に、その記載内容を御遺族にお知らせするので、各都道府県におかれでは、関係御遺族の現住所調査及びお知らせの送付に引き続きご協力をお願いしたい。
- 個人が特定されたものの、御遺族の所在が不明のためお知らせができない方を遺族所在不明者名簿として厚生労働省HPに公表しているので、当該名簿の周知についても御協力をお願いしたい。

# 令和8年度援護関係予算案の主要事項

厚生労働省社会・援護局

令和8年度当初予算案 **169億円（174億円）**  
【R7補正 9.7億円】

( ) 内は令和7年度当初予算額。「R7補正」は令和7年度補正予算額。四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

## 1 援護年金

**21億円（25億円）**

▷ 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき、軍人軍属及び準軍属の公務上の傷病及び死亡等に関し、障害年金、死亡者の遺族には遺族年金等を支給（受給人員 1,484人 → 1,212人）

## 2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の支給（事務費等） **12億円（12億円）**

【R7補正 10百万円】

▷ 戦没者等の遺族に対して弔慰の意を表するために給付する、特別弔慰金等の支給に必要な都道府県事務委託費等

### 支給対象件数

- ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 約57万人（※）  
※年5.5万円、5年償還の国債を5年ごとに2回交付。

▷ 戦傷病者等の妻の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うため、給付金を支給

### 支給対象件数

- ・戦傷病者等の妻に対する給付金 50人程度（※）  
※予算措置に基づく現金給付。  
この他 平病死に対する給付金を支給（990人程度）

## 3 戦没者遺骨収集事業等の推進

**34億円（33億円）**

【R7補正 2.3億円】

▷ 一柱でも多くの遺骨収集を実施するためパラオ諸島（ペリリュー島集団埋葬地等）における遺骨収集の加速化、戦没者遺骨の鑑定に関する体制整備（戦没者遺骨鑑定センター連携室の体制強化やDNA鑑定機関における専従技師の確保）等を図る

(1) 遺骨収集事業	<b>25億円（25億円）</b>
ア 硫黄島における遺骨収集事業	12億円（13億円）
イ 海外等における遺骨収集事業	12億円（11億円）
ウ 法人運営経費	1.8億円（1.6億円）
(2) 海外公文書館の資料収集	18百万円（19百万円）
(3) 遺骨の鑑定	8.0億円（7.7億円）
【R7補正 1.1億円】	
(4) 遺骨・遺留品の伝達	41百万円（38百万円）
【R7補正 11百万円】	

## 4 戦没者の慰靈・戦争体験者の記憶の継承

**12億円（11億円）**

【R7補正 7.1億円】

▷ 戦後80年が経過し、戦没者の慰靈と戦争体験者の記憶の継承を着実に継続していくことが必要。  
このため、平和の語り部や海外民間建立慰靈碑の調査等の取組を推進する。

### (1) 慰靈事業

**3.9億円（3.6億円）**

- ア 全国戦没者追悼式の実施
- イ 慰靈巡拝
- ウ 政府建立慰靈碑の補修等

**1.9億円（1.0億円）**  
【R7補正 71百万円】

### (2) 平和の語り部事業

**28百万円（21百万円）**  
【R7補正 36百万円】

- ア 海外民間建立慰靈碑の移設等
- イ 国内民間建立慰靈碑の移設等

**17百万円（10百万円）**  
10百万円（10百万円）

### (3) 民間慰靈碑の移設等

**6.2億円（6.4億円）**  
【R7補正 5.9億円】

- ア 昭和館
- イ しょうけい館

**4.4億円（4.4億円）**  
1.8億円（1.9億円）

## 5 中国残留邦人の援護等

**88億円（87億円）**

【R7補正 20百万円】

▷ 中国残留邦人等に対する支援、抑留関係者資料の取得及び特定作業等を実施する

### (1) 中国残留邦人等に対する支援

**87億円（86億円）**

- ア 支援給付等の支給
- イ 帰国及び地域生活における支援

**76億円（75億円）**  
11億円（11億円）

### (2) 抑留者関係資料の取得及び特定作業関係

**95百万円（91百万円）**

### (3) 戦没者等援護関係資料の移管・整備

**42百万円（43百万円）**  
【R7補正 20百万】

社会・援護局(援護) 施策照会先一覧 (厚生労働省代表電話 03-5253-1111)

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
1. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定促進について	援護・業務課	給付係	漆館	3426
2. 戦傷病者等の妻に対する給付金の支給について	援護・業務課	給付係	漆館	3426
3. 遺骨収集等慰霊事業について	事業課	庶務係	安永	3502
4. 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定及び遺骨の伝達について				
(DNA鑑定)	戦没者遺骨鑑定推進室		中村	4511
(遺骨伝達)	戦没者遺骨調査室	管理係	石井	4545
5. 遺留品の伝達について	事業課	調査第二係	大西	4523
6. 平和の語り部事業について	援護企画課	施設指導係	名取	3413
7. 国内における民間建立戦没者慰霊碑について	事業課	調査第二係	大西	4523
8. 地域における戦没者の慰霊・戦争体験者の記憶継承推進事業について	企画課	施設指導係	名取	3413
	事業課	調査第二係	大西	4523
9. 中国残留邦人等に対する支援策の実施について	中国残留邦人等支援室	庶務係	齊藤	3462
10. ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について	調査資料室	調査係	比留間	3459
(参考)援護関係の予算について	援護企画課	援護経理係	田端	3404